

平成 2 9 年度

岐阜県食品衛生監視指導計画実施結果

岐 阜 県

目 次

＜はじめに＞	1
＜平成 29 年度の重点的な取組みの結果＞	
1 監視指導	1
(1) 重点監視施設	1
① 危害度レベルに基づく監視指導	1
② 集団給食施設等に対する監視指導	3
(2) 重点監視事項	3
① 廃棄食品の不正流通防止のための取り組み・指導	3
a. 食品廃棄物適正処理に関する周知徹底	3
b. 弁当屋、仕出し屋及びそうざい屋の監視	3
c. 休業施設の把握等	4
② ノロウイルス食中毒予防に関する指導	4
③ 衛生管理マニュアルの整備等に関する指導	4
④ 食品表示に関する指導	4
⑤ アレルギー物質表示の適正化指導	4
⑥ 食肉の取扱いに関する監視指導	4
⑦ 食肉調理品の製造施設等の監視指導	5
⑧ ジビエ取扱施設の監視指導	5
⑨ 浅漬け製造施設の監視指導	5
⑩ 山菜やきのこ等採取品の取扱いに関する指導	5
2 試験検査	5
(1) 残留農薬及び動物用医薬品等検査	6
① 残留農薬検査	6
② 残留動物用医薬品検査	6
③ その他の残留物質等の検査	7
(2) 輸入加工食品の残留農薬検査	7
(3) 遺伝子組換え食品検査	8
(4) アレルギー物質検査	8
(5) 食品添加物検査	8

(6) 牛乳及び加工乳の成分規格検査	9
(7) 給食及び弁当類の細菌検査	10
(8) 東日本産農畜水産物等の放射性物質検査	10
(9) 食品中の異物検査	10
3 食品等事業者による自主的な衛生管理の促進	10
(1) 適正な表示の徹底	10
(2) 食中毒防止対策	11
(3) HACCP導入の推進	11
① 食品営業施設に対するHACCP導入の推進	11
② と畜場法及び食鳥処理場に対するHACCP導入の推進	11
4 リスクコミュニケーションの推進	12
(1) 食品の安全・安心シンポジウムの開催	12
(2) 体験型リスクコミュニケーション（食品安全セミナー）の実施	12
(3) 出前講座「食品の安全 知っ得講座」の開催	12
(4) ジュニア食品安全クイズ大会の開催	12
(5) 県民意識調査の実施	12
(6) 食品安全相談の実施	12
(7) ノロウイルス食中毒予防についての普及啓発	13
(8) 食肉の生食の危険性についての普及啓発	13
(9) 有毒植物及び有毒きのこの危険性に対する啓発	13

＜その他の取組みの結果＞

1 食品衛生法の許可を要しない食品取扱施設に対する監視指導	13
2 食中毒及びその疑いのある事例に対する調査及び検査等	14
3 不良食品等に対する指導	15
4 夏期及び年末食品一斉取締り	15
5 食品衛生月間の普及啓発	16
6 と畜検査及び食鳥検査	16
7 給食のアレルギー物質検査	16
8 健康危機管理体制の整備	16

＜終わりに＞	17
--------	----

<はじめに>

都道府県等は、食品衛生法第24条の規定により、地域の実情等を踏まえた食品衛生監視指導計画を定め、重点的、効率的かつ効果的な監視指導を実施することとなっています。

これを受け、当県では、パブリックコメントにより広く県民の意見をお聞きしながら平成29年3月に「平成29年度岐阜県食品衛生監視指導計画」を策定し、公表しました。

今回、「平成29年度岐阜県食品衛生監視指導計画」に基づき、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに実施した食品衛生監視指導結果を次のとおり取りまとめました。

この計画及びその実施結果は、県立保健所の管内を対象地域としています。なお、中核市である岐阜市は、独自の監視指導計画を策定しています。

<平成29年度の重点的な取組みの結果>

1 監視指導

(1) 重点監視施設

① 危害度レベルに基づく監視指導

食品営業施設について、取り扱う食品の種類や営業の特性、規模等により危害度分類を行い、特に高度な衛生管理が必要な施設における事故防止を中心として、監視指導を実施しました。

最も監視指導の必要性の高いレベル1の施設については、年間2回の監視目標に対し、平均2.7回の監視指導を実施し、目標達成率は135.4%でした。レベル2～3の施設に対する目標達成率は、それぞれ112.1%、270.1%でした。

過去3年以内に食品事故の発生があった施設については、業種にかかわらずレベル1と同様に年間2回の監視を行うこととしており、その目標達成率は113.6%でした。

これら食品営業施設に対する立入調査を通じ、施設の衛生管理、食品の取扱方法、添加物の使用方法、食品表示等の確認を行い、不適切な事項について改善指導を行いました。

また、食品衛生法違反については、営業者に対し行政処分等を行いました。行政処分は食中毒の原因となった飲食店に対するもので、営業禁止(11件)処分でした。なお、行政処分を行った事案については、その都度、公表しました。

このほか、施設の衛生管理等の不備(1件)のあった営業者に対しては報告書を徴取するなど厳格に指導を行いました。

表1 レベル別監視指導実施状況

レベル	業種	施設数	目標数	実施数	達成率 (%)	処分等件数			
						営業禁止	回収命令	廃棄命令	報告書等
1	飲食店営業								
	・仕出し・弁当・給食(大量調理施設※)	62	124	107	86.3				
	・ホテル・旅館(大量調理施設※)	53	106	107	100.9				
	・生食用食肉加工施設								
	菓子製造業(広域流通食品製造施設)	145	290	315	108.6				
	乳処理業	15	30	84	280.0				
	乳製品製造業	38	76	138	181.6				
	魚肉ねり製品製造業	9	18	26	144.4				
	食品の冷凍又は冷蔵業 (広域流通食品製造施設)	42	84	276	328.6				
	アイスクリーム製造業(ソフトクリームを除く)	20	40	50	125.0				
	食肉処理業(生食用食肉加工施設)								
	食肉販売業(生食用食肉加工施設)								
	食肉製品製造業	51	102	120	117.6				
	乳酸菌飲料製造業	6	12	28	233.3				
	豆腐製造業(広域流通食品製造施設)	14	28	29	103.6				
	めん類製造業(広域流通食品製造施設)	22	44	55	125.0				1
	そうざい製造業(広域流通食品製造施設)	87	174	215	123.6				
清涼飲料水製造業	85	170	227	133.5					
過去3年間事故等発生施設	44	88	100	113.6					
小計	693	1,386	1,877	135.4				1	
2	飲食店営業								
	・1回30食以上の仕出し・弁当、給食(学校・病院)(レベル1以外)	1,093	1,093	1,261	115.4				
	・ホテル・旅館(1回50食以上)	305	305	297	97.4	1			
	・焼肉	321	321	366	114.0	1			
	・生食用食肉調理施設								
	菓子製造業(レベル1・3以外)	510	510	526	103.1				
	食品の冷凍又は冷蔵業(レベル1以外)	42	42	52	123.8				
	豆腐製造業(レベル1以外)	91	91	109	119.8				
	めん類製造業(レベル1以外)	97	97	97	100.0				
	そうざい製造業(レベル1以外)	435	435	532	122.3				
添加物製造業	48	48	58	120.8					
つけ物製造業(浅漬け製造施設)	52	52	58	111.5					
小計	2,994	2,994	3,356	112.1	2				
3	飲食店(レベル1・2以外)	15,211	3,042	6,493	213.4	8			
	菓子製造業 (製造直売施設・簡易な調理のみを行う施設)	2,340	468	1,389	296.8				
	魚介類販売業	1,818	364	1,624	446.6	1			
	魚介類せり売り業	7	1	24	1,714.3				
	食品の冷凍又は冷蔵業(レベル1・2以外)	32	6	41	640.6				
	缶詰又は瓶詰食品製造業	121	24	149	615.7				
	喫茶店営業	4,569	914	1,116	122.1				
	あん類製造業	13	3	20	769.2				
	アイスクリーム製造業(レベル1以外)	489	98	406	415.1				
	乳類販売業	2,998	600	2,006	334.6				
	食肉処理業(レベル1以外)	253	51	518	1,023.7				
	食肉販売業(レベル1以外)	2,085	417	1,919	460.2				
	食用油脂製造業	12	2	19	791.7				
	みそ製造業	128	26	100	390.6				
	しょうゆ製造業	38	8	29	381.6				
	ソース類製造業	40	8	68	850.0				
	酒類製造業	68	14	30	220.6				
	納豆製造業	3	1	6	1,000.0				
	氷雪製造業	1	0						
	氷雪販売業	14	3	9	321.4				
	つけ物製造業(浅漬け製造施設以外)	351	70	283	403.1				
	こんにやく又はところろん製造業	81	16	76	469.1				
	弁当又はそうざい販売業	989	198	781	394.8				
小計	31,661	6,332	17,106	270.1	9				
合計	35,348	10,712	22,339	208.5	11			1	

※ 同一メニューを1回300食以上または1日750食以上調理する施設(「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく)

② 集団給食施設等に対する監視指導

集団給食施設について、その規模及び種別に応じて監視指導及び調理食品の細菌検査（検査結果については表 11 に記載）を行いました。

大量調理施設（1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上提供する施設）142 施設に対し、計 325 回の監視指導を実施しました。

中小規模調理施設（大量調理施設以外の施設）946 施設に対し、計 505 回の監視指導を実施しました。

また、集団給食施設の調理従事者 2,956 名を対象として、食品の衛生的な取扱い等に関する事項を中心とした講習会を 56 回実施しました。

表 2 集団給食施設の監視指導実施状況（施設区分別）

区 分	対 象	対象施設数	監視目標数 (A)	延べ監視回数	
				延べ回数 (B)	達成率 (B/A)
大量調理施設	学 校	98	196	231	117.9%
	病 院	14	28	29	103.6%
	保 育 所	8	16	20	125.0%
	社会福祉施設	1	2	3	150.0%
	そ の 他	21	42	42	100.0%
	小 計	142	284	325	114.4%
中小規模調理施設	学 校	75	75	106	141.3%
	病 院	62	62	74	119.4%
	保 育 所	331	66.2	143	216.0%
	社会福祉施設	344	68.8	136	197.7%
	そ の 他	134	26.8	46	171.6%
	小 計	946	298.8	505	169.0%
合 計		1,088	582.8	830	142.4%

(2) 重点監視事項

① 廃棄食品の不正流通防止のための取り組み・指導

a. 食品廃棄物適正処理に関する周知徹底

食品営業施設のうち、食品製造業 2,466 施設については、食品衛生上の監視指導に加え食品廃棄物の監視を合わせて実施し、食品廃棄物の排出状況等の調査や廃棄物の適正処理に関する周知を行いました。中でも危害度レベルが高い施設に対しては重点的に不正転売防止対策の実施を要請しました。

また、食品衛生責任者の再教育講習会において、計 154 回 16,573 名に対し講習を行い、廃棄物の適正処理について周知しました。

b. 弁当屋、仕出し屋及びそうざい屋の監視

飲食店営業（弁当屋、仕出し屋、そうざい屋）1,363 施設を対象に延べ 1,870 回の立入を行い、食品の保管状況や期限切れ食品の有無等食品の適正管理について確認しました。

c. 休業施設の把握等

食品製造業の休業施設について、（公社）岐阜県食品衛生協会と連携して把握に努め、施設の確認を行うとともに、必要な届出の提出等の指導を行いました。

② ノロウイルス食中毒予防に関する指導

食品関係施設への立入時に、事業者等にリーフレットを配布し、手洗いの徹底や従事者の健康管理、調理器具の消毒、食材の加熱の徹底等の食中毒対策を指導しました。合わせて、吐物の処理やトイレの適切な衛生管理等感染症予防対策についても呼びかけました。

食品営業施設及び集団給食施設の従事者を対象に、ノロウイルスによる食中毒防止対策を中心とした衛生講習会を開催しました。

また、感染性胃腸炎が流行する時期に合わせ、ノロウイルス食中毒注意報を発令し（平成 29 年 11 月 16 日）、関係団体、市町村等の協力を得て、県民、食品等事業者等に対し、より一層の注意喚起を行いました。

③ 衛生管理マニュアルの整備等に関する指導

広域流通食品製造施設に対し、衛生管理マニュアルの整備等について助言するとともに、科学的根拠に基づく期限表示の設定、適正な原材料の使用、製造販売等に係る各種記録の作成・保管等を指導しました。

④ 食品表示に関する指導

食品表示法に基づき、食品販売施設等 1,489 施設において、延べ 41,668 品目の表示を検査した結果、1,156 品目について不適正な表示が発見されたため、適正表示を指導しました。

特に、7月と12月を「食品表示適正化強化月間」として定め、食品表示に係る関係法令の担当者が合同で 640 件（計画目標：600 件）の監視を行いました。

⑤ アレルギー物質表示の適正化指導

アレルギー物質（えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生）を含む食品について、製品の流通が広域にわたる大規模な菓子製造業、めん類製造業及びそうざい製造業を中心に、113 施設（計画目標：100 施設）について立入調査を行い、使用原材料の点検、製造工程の確認、コンタミネーション（意図しない混入）の可能性の有無等を確認し、アレルギー物質の適正表示を指導しました。

なお、コンタミネーションの可能性を確認するため、加工食品 32 検体の収去検査（そば 8 検体、卵 12 検体、乳 12 検体）を実施したところ、基準値を超えないため陰性と判定されたものの、微量のそば由来タンパク質が 2 検体、卵由来タンパク質が 1 検体から検出されたため、当該食品の表示の適正化、コンタミネーション防止の徹底を指導しました。

⑥ 食肉の取扱いに関する監視指導

と畜場、食鳥処理場及びこれらに併設されている食肉処理施設において、食肉の細菌検査等を実施し、汚染の実態を調査するとともに、適切な食肉処理について指

導しました。

また、生肉又は加熱不十分な状態の肉を提供する居酒屋や焼き肉店等の飲食店の把握に努めるとともに、関係業者等に対し営業施設の立入時や衛生講習会等の機会を捉えて指導しました。

⑦ 食肉調理品の製造施設等の監視指導

未加熱の挽肉等を使用し、冷凍状態で販売される食肉調理品の製造実態について、県内の食品製造施設 2,517 施設について調査を行ったところ、3施設において5品目の加熱調理を前提とした食肉調理品の製造が確認されました。

調査対象施設に対して、原材料等の取扱いについて適切な衛生管理を指導するとともに、商品の表示について、調理方法等安全な喫食情報の提供に関する助言、指導を行いました。

⑧ ズビエ取扱施設の監視指導

捕獲された野生鳥獣を食肉として利活用する食肉処理施設 36 施設に対して、平成 25 年 11 月に策定された「ぎふズビエ衛生ガイドライン」の周知及び食肉の衛生的な処理について指導しました。また、ズビエを取り扱う飲食店等に対し、野生鳥獣の肉を原因とする食中毒防止のため、十分な加熱調理について周知・指導しました。

⑨ 浅漬け製造施設の監視指導

浅漬けの製造を行う施設について、「漬物の衛生規範の改正等について」（昭和56年9月24日付け環食第214号別紙（最終改正：平成28年10月6日付け生食発1006第1号））により監視指導を徹底しました。

⑩ 山菜やきのこ等採取品の取扱いに関する指導

有毒きのこ及び有毒植物による食中毒予防のリーフレットを作成し、各市町村、道の駅、産直市場等に配布することにより、山菜やきのこを採取する県民や販売等を行う事業者に対し注意喚起を行いました。

また、各種講習会等において、食品事業者等を対象に、山菜やきのこ等の取扱いについて指導を行いました。

2 試験検査

県内に流通する 1,667 食品について、保健所、保健環境研究所及び食肉衛生検査所において、表 3 のとおり残留農薬及び動物用医薬品、食品添加物、微生物等の検査を実施しました。これらの検査の結果、食品規格基準に違反するものはありませんでした。

表3 食品等の試験検査の概況

検査項目	検体数			検査項目数	違反数	
	計画目標	実施数	達成率			
残留農薬	155	160	103.2%	26,462	0	
残留動物用医薬品 (牛乳・鶏卵等)	※ ¹ 47	47	100.0%	408	0	
残留動物用医薬品 (食肉)	抗生物質等	400	415	103.8%	5,910	0
	内部寄生虫用剤	60	60	100.0%	80	0
	ホルモン剤	10	10	100.0%	10	0
カドミウム(米)	3	3	100.0%	3	0	
アフラトキシン	9	※ ² 9	100.0%	9	0	
遺伝子組換え食品	30	32	106.7%	32	0	
アレルギー物質	30	32	106.7%	32	0	
食品添加物	430	※ ³ 447	104.0%	3,407	0	
牛乳成分規格 ※ ⁵	100	115	115.0%	680	0	
カドミウム・鉛(陶磁器)	-	27	-	54	0	
P C B(牛乳)	2	2	100.0%	2	0	
その他	-	322	-	1,003	0	
合計		※ ⁴ 1,667		38,092	0	

※1 平成28年度中に牛乳の収去先の業者が1件廃業していたが、平成29年度の計画策定時にこれを反映した数値としていなかったことにより48件から47件に変更

※2 うち4検体が残留農薬と重複

※3 うち10検体が残留農薬と重複

※4 ※2及び3の重複分を除いた数

※5 乳等一般の成分規格の項目を除く

(1) 残留農薬及び動物用医薬品等検査

① 残留農薬検査

流通段階の農産物等160検体の残留農薬検査を実施しました。そのうち68検体から、計131農薬が検出されましたが、基準値を超過したものはありませんでした。

表4 残留農薬検査実施状況

検査食品	検体数	延べ検査項目	違反数
野菜・果実	148 (84)	25,308 (14,364)	0
茶	2 (0)	112 (0)	0
玄米	3 (0)	513 (0)	0
小麦粉	3 (3)	513 (513)	0
牛乳	4 (0)	16 (0)	0
合計	160 (87)	26,462 (14,877)	0

注：()は、検査した食品のうち輸入食品の内数

② 残留動物用医薬品検査

県内のと畜場、食鳥処理場において処理された食肉、県内を流通する鶏卵等について、残留する抗生物質や合成抗菌剤等の検査を実施しました。

これらの検査の結果、食品の規格基準に違反するものはありませんでした。

表5 残留動物用医薬品検査実施状況

検査項目	食品別実施数内訳			違反数	
	検査食品	検体数	検査項目		
抗生物質・ 合成抗菌剤	牛 肉	130 (10)	1,900 (100)	0	
	豚 肉	145 (15)	1,960 (150)	0	
	鶏 肉	140 (10)	2,050 (100)	0	
	牛 乳	9 (0)	27 (0)	0	
	鶏 卵	11 (0)	55 (0)	0	
	魚介類	養殖魚	10 (0)	255 (0)	0
		エビ	9 (9)	45 (45)	0
		うなぎ加工品	3 (3)	6 (6)	0
	ハチミツ	5 (5)	20 (20)	0	
内部寄生虫用剤	牛 肉	25 (10)	35 (10)	0	
	豚 肉	25 (10)	25 (10)	0	
	鶏 肉	10 (0)	20 (0)	0	
ホルモン剤	牛 肉	10 (10)	10 (10)	0	
合 計		532 (82)	6,408 (451)	0	

注：（ ）は、検査した食品のうち輸入食品の内数

③ その他の残留物質等の検査

カビ毒(アフラトキシン)、カドミウム等の過去に問題となった物質や経時的な傾向を把握すべき物質について、検査を実施しました。

これらの検査の結果、違反するものではありませんでした。

表6 その他残留物質等の検査

検査項目	食品別実施数内訳			違反数
	検査食品	検体数	検査項目	
アフラトキシン	輸入ナッツ・香辛料	5 (5)	5 (5)	0
	牛 乳	4 (0)	4 (0)	0
カドミウム	玄 米	3 (0)	3 (0)	0
P C B	牛 乳	2 (0)	2 (0)	0

注：（ ）は、検査した食品のうち輸入食品の内数

(2) 輸入加工食品の残留農薬検査

県内に流通する輸入加工食品 50 検体（計画目標：50 検体）を対象に残留農薬検査（有機リン系 29 農薬、延べ 1,450 農薬）を実施しました。

これらの検査の結果、違反するものではありませんでした。

(3) 遺伝子組換え食品検査

遺伝子組換え大豆を使用した旨の表示のない豆腐、油揚げ類等の大豆加工食品について、製造工程における分別管理の確認を行うとともに、原料大豆 16 検体を検査しま

した。この結果、1 検体について、仕入れ先からの証明書による確認が行われていなかったため指導を行い、いずれも分別管理された遺伝子組換えでない大豆を使用して製造されていることを確認しました。

また、小売店で販売されていたトウモロコシ穀粒及び加工食品 16 検体について検査を実施し、その安全性及び適正に表示されていることを確認しました。

表7 遺伝子組換え食品検査実施状況

検査項目 (遺伝子組換え体)	食品別実施数内訳			違反数
	検査食品	検体数	検査項目	
ラウンドアップ・レディー	豆腐等の原料大豆	16(16)	16(16)	0
C B H 3 5 1	トウモロコシ加工品	8(0)	8(0)	0
B t 1 0	トウモロコシ穀粒	8(7)	8(7)	0
合 計		32(23)	32(23)	0

注：（ ）は、検査した食品のうち輸入食品の内数

(4) アレルギー物質検査

菓子等の製造施設において、アレルギー物質のコンタミネーション（意図しない混入）の可能性があるかと判断された製品 32 検体について、特定原材料(そば、卵、乳)由来タンパク質の検査を実施したところ、基準値を超えないため陰性と判定されたものの、微量のそば由来タンパク質が 2 検体、卵由来タンパク質が 1 検体から検出されたため、施設の立入指導を行い、表示の適正化及び、製造器具の専用化、洗浄の徹底と製造スケジュールでコンタミネーション対策を実施することを指導しました。

表8 アレルギー物質検査実施状況

検査項目	食品別実施数内訳			違反数
	検査食品	検体数	検査項目	
そば由来タンパク質	めん類・菓子等	8	8	0
卵由来タンパク質	菓子	12	12	0
乳由来タンパク質	菓子・そうざい等	12	12	0

(5) 食品添加物検査

県内に流通する食品 447 検体（目標：430 検体）について、保存料、着色料、防かび剤等の食品添加物の検査を実施（このうち 128 検体は輸入食品を検査）した結果、違反となるものはありませんでした。

表9 食品添加物検査実施状況

食品の分類	検体数 (実数)	延べ 検査項目数	検査検体数								違反数	
			保 存 料 (※1)	着 色 料 (※2)	亜 硫 酸 塩 類 (※3)	サ ッ カ リ ン ナ ト リ ウ ム (※4)	ア セ ス ル フ ア ム カ リ ウ ム (※5)	サイ ク ラ ミ ン 酸 (※6)	T B H Q (※7)	防 か び 剤 (※8)	使用 基準 違反	表示 違反
菓子類	39	325	27	11	1	14	14	6	6	-	0	0
漬物類	221	2,023	202	68	1	62	62	2	-	-	0	0
食肉製品	16	118	16	3	-	3	3	-	-	-	0	0
そうざい	32	183	30	3	1	7	7	-	-	-	0	0
清涼飲料水	32	201	31	4	-	6	6	1	-	-	0	0
みそ、しょうゆ	10	58	10	1	-	1	1	-	-	-	0	0
ソース類	2	22	1	1	-	1	1	-	-	-	0	0
魚介類加工品	11	64	11	1	-	2	2	-	-	-	0	0
果実酒等	39	118	11	3	26	-	-	-	-	-	0	0
ジャム	7	48	7	1	-	2	2	-	-	-	0	0
かんきつ類等	10	60	-	-	-	-	-	-	-	10	0	0
魚介類	2	2	-	-	2	-	-	-	-	-	0	0
その他	26	185	14	7	5	5	5	2	-	-	0	0
合計	447	3,407	360	103	36	103	103	11	6	10	0	0
輸入食品(再掲)	128	974	74	33	21	26	26	11	6	10	0	0

- ※1 検査項目：安息香酸・ソルビン酸・デヒドロ酢酸・パラオキシ安息香酸エステル類
- ※2 検査項目：指定色素（赤2・赤3・赤40・赤102・赤104・赤105・赤106・黄4・黄5・緑3・青1・青2）
指定外色素（アズルビン・キノリンイエロー・パントテンブルー・オレンジ II）
- ※3 主な用途：漂白剤、酸化防止剤
- ※4、5、6 主な用途：甘味料
- ※7 主な用途：酸化防止剤
- ※8 検査項目：イザリル、カトフェルフェノール、チアベンダゾール、ピリメチル、フルジタリニル、ジフェニル

(6) 牛乳及び加工乳の成分規格検査

県内の乳処理施設で製造された食品 115 検体（目標：100 検体）を対象に成分規格検査を実施しました。

これらの検査の結果、違反となるものはありませんでした。

表 10 牛乳及び加工乳の成分規格検査 ※

食 品	検 体 数	検査項目数							違 反 数
		無 脂 乳 固 形 分	乳 脂 肪 分	比 重	酸 度	細 菌 数	大 腸 菌 群	合 計	
牛 乳	110	110	110	110	110	110	110	660	0
加 工 乳	5	5	-	-	5	5	5	20	0
その他の乳	-	-	-	-	-	-	-	-	0
合 計	115	115	110	110	115	115	115	680	0

※乳等一般の成分規格の項目を除く

(7) 給食及び弁当類の細菌検査

給食として提供される調理済み食品の衛生状況を確認するため、立入当日に調理した食品を中心に 76 施設で 91 検体を採取し、細菌検査を実施しました。

これらの検査の結果、衛生状態に問題のあるものはありませんでした。

表 11 給食の細菌検査結果

収 去 施設数	検 体 数	項 目 数					合 計
		細菌数	大腸菌	黄 色 ブドウ 球 菌	サルモネ 属 菌	腸管出血 性大腸菌 ※	
76	91	91	71	71	23	22	278

※026、0103、0111、0121、0145及び0157

(8) 東日本産農畜水産物等の放射性物質検査

県内に流通している東日本産の野菜等 80 検体について放射性物質の検査を実施した結果、違反するものはありませんでした。検査の結果はその都度、ホームページに掲載しました。

(9) 食品中の異物検査

平成 26 年度より、保健環境研究所に異物分析装置 2 台を導入しています。平成 29 年度は消費者から相談があった食品中の異物や学校給食で発見された異物について、合計 21 件（虫 1 件、虫以外の異物 20 件）の検査を実施しました。検査実績を月ごとに取りまとめホームページに掲載しました。また、検査結果はデータベース化し、研究所と各保健所で情報共有し、業務に活用しました。

3 食品等事業者による自主的な衛生管理の促進

(1) 適正な表示の徹底

適正な表示の徹底を図るため、食品製造業者を対象に、食品表示法、米トレーサビリティ法、景品表示法など食品表示の関係法令の内容やコンプライアンスについて食

品表示総合講習会を開催しました（開催回数：4回、参加者数：496名）。

また、食品の適正表示に係る啓発指導の充実、強化を図るため、県の食品表示関係機関の担当者を対象に、食品表示を規制する各法令（食品表示法、米トレーサビリティ法など）に関する研修会を開催しました（参加者数：53名）。

(2) 食中毒防止対策

全国的にノロウイルスを原因とする食中毒が多発傾向にあることから、食品営業施設及び集団給食施設の従事者を対象に、ノロウイルスによる食中毒防止対策を中心に衛生講習会を開催しました。

また、手洗いの徹底、従事者の健康管理、食品取扱時の汚染防止、食品の十分な加熱等の食中毒対策や吐物及び便の適切な処理等の感染予防対策についてのリーフレットを関係施設へ配布するなど、ノロウイルス等による食中毒の防止に努めました。

特に、集団給食施設等の監視時及び調理従事者対象講習会において、手洗いチェックカー（手洗いの洗浄度を確認できる教材）やATP検査機器を活用して、視覚的に分かりやすい指導を行いました。

(3) HACCP導入の推進

① 食品営業施設に対するHACCP導入の推進

平成27年7月1日に改正岐阜県食品衛生法施行条例が施行され、営業者は従来の管理運営基準（従来型基準）又は新たにHACCPを導入した管理運営基準（HACCP導入型基準）いずれかの基準を遵守することとなっています。

県では条例の施行に合わせ、食品営業施設の衛生水準の向上を図ることを目的に「岐阜県HACCP導入施設認定制度」を創設し、HACCPによる衛生管理を推進しています。岐阜県HACCP導入施設として平成29年度には新たに34施設を認定し、平成29年度末の認定施設は計50施設となりました。

② と畜場及び食鳥処理場に対するHACCP導入の推進

法施行規則の一部改正により、平成27年4月から従来型基準又はHACCP導入基準のいずれかを選択することになりました。施設ごとに衛生管理の助言・指導を実施し、従来型基準を選択した施設に対してはHACCP導入型基準への移行を推進し、HACCP導入型基準を選択した施設に対しては円滑なHACCP管理による衛生水準の向上を推進しました。

【HACCP】

米国のNASAが安全な宇宙食を供給するために開発した衛生管理システムをHazard Analysis Critical Control Point（危害分析重要管理点）システムといい、一般的にはHACCPシステムと呼ばれています。

最終製品の一部を抜き取り検査して製品全体が安全基準をクリアしているかどうかを判断する従来からの方法とは異なり、製造工程の要所要所で異常がないか、すべての製品を連続的にチェックするため、より信頼性の高い安全確認システムといえます。

4 リスクコミュニケーション（消費者等への普及啓発と関係者間の意見交換等）の推進

(1) 食品の安全・安心シンポジウムの開催

健康食品をテーマとして、岐阜市と共催で「食品の安全・安心シンポジウム」を開催しました（参加者：128名）。

開催後のアンケートでは、回答者（88名）のうち91%の方が、シンポジウムの説明の内容について「満足」「だいたい満足」と回答しました。

(2) 体験型リスクコミュニケーション（食品安全セミナー）の実施

消費者を対象とした「食品安全セミナー」を開催し、食品の安全性に関する正しい情報を提供するとともに、県内の食品製造施設や生産農家の視察、意見交換会等を行いました（開催回数：2回、参加者：61名）。

(3) 出前講座「食品の安全 知っ得講座」の開催

県民からの要望に応じて職員を派遣し、食品の安全性に関する情報提供や意見交換を行う出前講座を開催しました（開催回数：13回、参加者：411名）。

表12 出前講座開催実績

テ　　マ	回　数	参加人数
食の安全	6回	183名
食品添加物	1回	60名
食品の表示	2回	74名
食中毒予防	2回	55名
輸入食品	2回	39名
合　　計	13回	411名

(4) ジュニア食品安全クイズ大会の開催

次世代を担う子どもたちに、食品の安全性に関する正しい知識を持ってもらうことを目的としてジュニア食品安全クイズ大会を開催しました（開催回数11回、参加者：1,130名（保護者を含む））。

(5) 県民意識調査の実施

安全・安心な食生活の確保に必要な施策の参考とするため、「食品安全対策モニター」等を対象に、アンケート調査を行いました。

食の安全性について「非常に不安」、「どちらかといえば不安」と回答された方は約31%で、昨年度の20%に比べて不安に感じる方の割合が約12%増加しました。不安に感じる項目の上位は、1位「輸入食品」及び「食品添加物」、3位「残留農薬」でした。

(6) 食品安全相談の実施

平成20年度より、消費者の食品の安全性に対する不安感や不信感を解消するため、食品衛生に関する専門的な知識や経験を有する食品安全相談員を5カ所の保健所及び

県民生活課に設置しています。消費者及び食品等事業者の皆様からの食の安全性に係る相談・苦情等に対応するとともに、食品の適正表示に係る技術的指導等も実施しました(平成 29 年度相談件数：3,445 件)。

(7) ノロウイルス食中毒予防についての普及啓発

出前講座や食品安全モニター研修会において、ノロウイルスの特徴や感染ルート等を説明し、その予防方法について啓発を図りました。

(8) 食肉の生食の危険性についての普及啓発

夏期には、カンピロバクター、サルモネラなどの細菌による食中毒が起こりやすく、過去には大規模な食中毒事例も多発していることから、国の食品衛生月間（8月）に合わせて、食品衛生講習会の開催、広報車などを使った広報活動、食品製造施設やイベント等食品衛生監視を実施し、食肉の生食の危険性及び加熱の重要性についての普及啓発活動を行いました。

(9) 有毒植物及び有毒きのこの危険性に対する啓発

有毒植物中毒や、きのこの食中毒について作成したリーフレットを出前講座で配布し、啓発を図りました。

<その他の取組みの結果>

1 食品衛生法の許可を要しない食品取扱施設に対する監視指導

食品衛生法の許可を要しない食品取扱施設に対し、計 4,606 回の監視指導を実施しました。

表13 法の許可を要しない食品取扱施設に対する監視指導実施状況

		施設数 (A)	監視数 (B)	監視回数 (B/A)	処分等件数
給食施設	学 校	163	244	1.50	0
	病院・診療所	78	881	1.13	0
	事 業 所	108	66	0.61	0
	そ の 他	623	253	0.41	0
乳 さ く 取 業		92	0	0	0
食 品 製 造 業		419	331	0.79	0
野 菜 果 物 販 売 業		2,078	718	0.35	0
そ う ざ い 販 売 業		1,044	781	0.74	0
菓 子 (パンを含む) 販売業		2,775	830	0.30	0
食品販売業 (上記以外)		1,822	721	0.40	0
添加物製造業 (法許可以外)		2	0	0	0
添 加 物 販 売 業		547	275	0.50	0
器具・容器包装、おもちゃの製造業又は販売業		1,535	299	0.19	0
合 計		11,286	4,606	0.41	0

※施設数は平成 30 年 3 月末現在

2 食中毒及びその疑いのある事例に対する調査及び検査等

平成 29 年度に発生した食中毒は 12 件で、患者数は 251 名でした。そのうち 5 件がカンピロバクター、3 件がノロウイルスを原因とする食中毒であり、患者数はそれぞれ 116 名、58 名でした。

食中毒及びその疑いのある事例（異味・異臭の苦情を含む。）については、関係者からの聞き取り調査、患者等の検便、食品検査等を実施し、原因究明と再発防止を図りました。原因究明のため、700 検体、7,260 項目について検査を実施しました。

また、平成 29 年度は夏期の食中毒警報を 3 回発令しました。ノロウイルス食中毒については、注意報を 11 月 16 日から 3 月 31 日まで発令しましたが、その期間内に警報の発令はありませんでした。

表14 食中毒発生状況（原因施設別）

原因施設	発生件数（構成比）	摂食者数（構成比）	患者数（構成比）
飲食店	8（66.7%）	273（41.4%）	147（58.6%）
旅館	1（8.3%）	358（54.2%）	94（37.5%）
事業場	1（8.3%）	27（4.1%）	8（3.2%）
販売店	1（8.3%）	1（0.2%）	1（0.4%）
不明	1（8.3%）	1（0.2%）	1（0.4%）
合計	12（100.0%）	660（100.0%）	251（100.0%）

※構成比は小数点第 2 位を四捨五入していますので、合計が 100%にならない場合があります。

表15 食中毒発生状況（病因物質別）

病因物質	発生件数（構成比）	摂食者数（構成比）	患者数（構成比）
カンピロバクター	5（41.7%）	459（69.5%）	116（46.2%）
ノロウイルス	3（25.0%）	81（12.3%）	58（23.1%）
ウェルシュ菌	1（8.3%）	91（13.8%）	62（24.7%）
腸管出血性大腸菌	1（8.3%）	9（1.4%）	6（2.4%）
クドア	1（8.3%）	19（2.9%）	8（3.2%）
アニサキス	1（8.3%）	1（0.2%）	1（0.4%）
合計	12（100.0%）	660（100.0%）	251（100.0%）

※構成比は小数点第 2 位を四捨五入していますので、合計が 100%にならない場合があります。

表16 食中毒・有症苦情等に係る検査実施状況

検 体	理化学検査		細菌検査		ウイルス検査		合 計	
	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
患者検便等	-	-	100	1,356	96	96	196	1,452
調理従事者検便等	-	-	112	1,960	89	89	201	2,049
食 品	3	3	93	957	6	6	102	966
器具・容器包装	-	-	63	1,064	11	11	74	1,075
そ の 他	-	-	99	1,690	28	28	127	1,718
合 計	3	3	467	7,027	230	230	700	7,260

表 17 食中毒警報発令状況

発令年月日	適 用 基 準
7月6日	「24時間以内に急激に気温が上昇して、その差が10℃以上を超えたとき、又はそれが予想されるとき。」
8月9日	「気温30℃が10時間以上継続したとき、又はそれが予想されるとき。」 「24時間以内に急激に気温が上昇して、その差が10℃以上を超えたとき、又はそれが予想されるとき。」
8月24日	「24時間以内に急激に気温が上昇して、その差が10℃以上を超えたとき、又はそれが予想されるとき。」

表 18 ノロウイルス食中毒注意報及び警報発令状況

発令年月日	注意報/ 警報	発 令 条 件
11月16日	注意報	「1医療機関あたりの報告症例数が前週と比較し2週続けて1.1倍以上の場合」

3 不良食品等に対する指導

食品衛生法違反又はその疑いがある食品が発見された場合には、県内外を問わず、その食品の製造施設及び販売施設を所管する自治体等と連携し、違反食品の排除と原因究明、再発防止の指導を行いました。

表 19 不良食品等発見状況

	合計	異物混入							か び 発 生	腐敗	添加物 使用 基準	指定外 添加物	その他
		木	ガラス	金属	プラス チック	毛	虫	その他					
発見数	106	2	0	17	12	6	10	19	10	9	2	0	19

4 夏期及び年末食品一斉取締り

高温多湿となり食中毒が発生しやすい夏期（7月）及び食品の流通量が増加する年末（12月）に、食品の衛生的取扱い、食品添加物の適正使用、適切な表示の実施等について県下一斉に重点的な監視指導を行いました。違反のあった施設に対しては、改善等の指導を行いました。

表 20 夏期及び年末食品一斉取締り実施状況

	夏期（7月）		年末（12月）	
	実施数	違反件数	実施数	違反件数
許可を要する施設監視	2,982	0	2,079	2
許可を要しない施設監視	791	0	486	0
食品検査	169	0	133	0

5 食品衛生月間の普及啓発

最も食中毒が多発する8月を「食品衛生月間」として定め、市町村及び（公社）岐阜県食品衛生協会などと連携を図りながら、県民や食品関係事業者に対し食中毒防止について普及啓発を行いました。

表 21 食品衛生月間実施状況内容

	食品衛生講習会					広 報		食品衛生協会	
	営業者	給食従事者	消費者	その他	計	市町村	その他	巡回指導	啓発パレード
延べ日数	23	12	2	2	39	11	45	7	9
参加人数	838	864	37	106	1,845				

6 と畜検査及び食鳥検査

と畜場及び食鳥処理場において処理される牛、豚、鶏等について1頭（羽）ごとに検査を行い、食用に適さない個体や部位を排除しました。また、と畜場及び食鳥処理場の衛生管理と食肉の衛生的な取扱いについて関係者の指導を行い、食肉の安全確保を図りました。

表 22 と畜検査及び食鳥検査実施状況

	牛	馬	豚	めん羊	鶏
検査頭数（羽数）	12,431	92	51,679	11	3,759,513

7 給食のアレルギー物質検査

アレルギー対応食（除去食）を導入している給食施設において、アレルギー物質の混入対策が適切に実施されているか確認するため、特定原料の完全除去食を調理している16施設で計16検体を採取し、アレルギー物質検査を実施しました。

これらの検査の結果、すべての検体でアレルギー物質は検出されませんでした。

表 23 給食のアレルギー物質検査結果

対象施設数	検体数	項目数		
		卵	乳	合計
16	16	8	8	16

8 健康危機管理体制の整備

食品関係団体や事業者と行政機関で構成する食品安全連絡会議を2回開催し、食品の危機管理に関する情報を共有しました。また、電子メールを活用した「食品緊急情報メール」により、食品の自主回収情報など84件を431名に配信しました。

<終わりに>

県では、平成 29 年度計画に基づき関係機関が連携し、重点的かつ効果的な監視指導、食品等の試験検査、食品等事業者の自主的な衛生管理の促進、リスクコミュニケーションの推進等に取り組み、県民の健康並びに安全・安心な食生活の確保を図りました。

年度当初に重点的に取り組むこととした事項のうち、食品営業施設に対する監視指導については、全体で目標の 208.5%を達成しました。食品による事故を防止する上で、特に重要なレベル 1 をはじめ、すべてのレベルで目標数を上回る監視指導を行いました。近年食中毒の病因物質の大半を占め、大規模な食中毒が発生しているノロウイルスへの対策としては、施設の立入時等にノロウイルス予防対策についてのリーフレットを関係施設へ配布する等食中毒の防止を指導するとともに、従事者を対象にノロウイルスによる食中毒防止対策を中心とした衛生講習会を実施し、感染性胃腸炎が流行する時期に合わせノロウイルス食中毒注意報を発令しました。また、平成 28 年度に発生した有毒植物による食中毒の対策として、有毒植物や毒キノコによる食中毒予防を啓発するリーフレットを作成し、道の駅や市町村に配布して広く県民に注意を呼びかけ、県民、食品等事業者等に対し、より一層の注意喚起を行いました。

収去検査については、すべての検査項目について目標値を上回り、検査結果に基づく効果的な指導を行うことができました。

食品等事業者による自主的な衛生管理の促進のための取り組みとして、HACCPによる衛生管理を実施している食品事業者を認定する「岐阜県HACCP認定制度」を平成27年度に創設しました。平成29年度には新たに34施設を認定し、年度末の認定施設は計50施設となりました。今後も食品事業者のHACCPを用いた衛生管理への取組をより一層推進していきます。

今年度も引き続き、県内に流通する食品の検査を計画的に実施し、違反食品の排除に努めるとともに、広域に流通する食品を製造する施設や大量調理施設の衛生管理の監視指導、適正な食品表示の指導などを重点的に実施し、食品の安全・安心の確保に取り組んでいきます。